

(仮訳)

**新たな時代における経済上の連携に関する
日本国とシンガポール共和国との間の協定についての閣僚レビュー会合
に際する日本及びシンガポールの両国閣僚による共同声明**

2003 年 12 月 11 日

1 . 日本国の外務大臣及び経済産業大臣並びにシンガポールの首相府大臣兼第二外務大臣及び貿易産業大臣は、2003 年 12 月 11 日、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定 (日・シンガポール新時代経済連携協定) が発効後 1 年を迎えるに際し、東京で会合を行った。日・シンガポール新時代経済連携協定は、2002 年 11 月 30 日に発効した。今回の二国間会合により閣僚達は、これまでの日・シンガポール新時代経済連携協定の実施につき検討し、両国間の物品及びサービス分野の貿易を更に拡大し、両国間の投資の流れを促し、さらに科学技術協力、情報通信技術、観光、人材養成といった主要成長分野におけるより一層の協力を奨励する方策を探求した。

2 . 貿易と投資の更なる自由化に向けて協力することにより、閣僚達は開放的かつ競争的な市場を創造し維持するための日本とシンガポールの戦略的な取り組みを再確認するよう努める。これは、特にカンクンにおける協議後の状況の中、及び WTO が現在直面している問題に鑑み、なお一層重要である。日・シンガポール新時代経済連携協定の包括的性格は、この地域の緊密な経済連携を加速させるための極めて重要な触媒を提供しており、地域的及び多国間の貿易イニシアティブ、特に APEC 及び WTO に対し、より大きなモメンタムを与えることに資するものである。

経済関係の強化

3 . 閣僚達は、日・シンガポール新時代経済連携協定の締結以来、二国間の経済関係が一層強化されていることに留意した。両国経済の低成長にもかかわらず、日・シンガポール新時代経済連携協定の下で関税が撤廃されている物品の貿易は、協定の実施以来、確実に増大している。日・シンガポール新時代経済連携協定の下での関税撤廃の譲許を享受すべく、シンガポールの 69 の企業が、日本向けに輸出する際の特恵関税待遇を受けるために原産地証明の発給を受けている。日本においては、シンガポール向け無税輸出のために原産地証明が 50 以上発行されている。上記シンガポール企業は年間で計 480 万シンガポールドルを節約していると推測される。特にシンガポールは化学、石油、プラスチック製品をこれまで以上に日本へ輸出しており、一方、日本のシンガポールへの輸出では、アルコール製品、特にビ

ールやエールは7%増加した。

4. 日・シンガポール新時代経済連携協定の結果、日本及びシンガポールの、それぞれ相手国の市場における存在感が増した。ますます多くの企業が、両国の市場の潜在性を探ろうとしている。両国で行われている多くのビジネスセミナー及びアウトリーチプログラムがその助けとなってきた。これらのイベントはまた、シンガポールと日本の事業をより一層結びつける機会を提供してきた。さらに協定は、両国の経済界の関心を高め、二国間の投資や協力の拡大や新しい機会の追求に向かわせている。

5. これら全ては、両国における事業及び投資機会に関する理解を改善することに資する。アジアの新興工業経済地域（NIEs）の中でも、シンガポールは日本への最大の投資国である。日本から見ると、多くの日本の事業家がシンガポールをASEAN地域における研究開発（R&D）センターと位置付けている。

成果と今後の方針

6. 日・シンガポール新時代経済連携協定は、14の合同委員会の設置を定めている。現在まで、日・シンガポール新時代経済連携協定の下で設立されている12の合同委員会が、各々の都合に従い、東京又はシンガポールで会合を行った。これら12の合同委員会を通じ、又はその他の方法により、両国は日・シンガポール新時代経済連携協定発効後のそれぞれの分野における双方の現状と成果を確認し、二国間の貿易及び投資の一層の拡大と協力の発展に向けて道を開くべく、以下の行動方針につき合意した。

物品の貿易

- ・ 閣僚達は、日・シンガポール新時代経済連携協定が実質的に全ての貿易を網羅しているものの、昨年来の進展は、これを改善しうる可能性があることを示していることに留意した。シンガポール及び日本の企業は、両国の利益を増大すべく物品の貿易はさらに拡大しうるとの見方を示している。
- ・ 閣僚達はまた、企業と消費者が両国間の貿易からより多くの利益を得られるように、日・シンガポール新時代経済連携協定の下での物品の貿易の進展に関する検討を継続していくとの考えを両国が共有していることに留意した。

税関手続

- ・ 閣僚達は、日本とシンガポールの税関当局が、両国間の貿易の流れを円滑に

している、先進的な電子税関申告システムの開発において、アジアで主導的な役割を果たしていることに留意した。税関手続に関する合同委員会では、日・シンガポール新時代経済連携協定実施以降の両国間の貿易の進展、原産地証明の実施上の問題、コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ(CSI)、第三国との自由貿易協定及び税関相互支援協定を含む、幅広い問題について、実りある討議が行われた。日本とシンガポールの税関当局は、日・シンガポール新時代経済連携協定の下で、より一層の協力を強化し、連絡を密にしていく。

貿易取引文書の電子化

- ・ 閣僚達は、貿易取引文書の電子化に関し、両国の間で幅広い協力と活動が行われていることに留意した。2002年、日本の文書交換サーバー(貿易金融EDI; TEDI)とシンガポールの文書交換サーバー(クリムソノロジック; CL)との間の日本の企業とシンガポールの企業との電子貿易データの国境を越えた交換を含むパイロットプロジェクトは、成功を収め、現在、関連企業による利用が期待されている。貿易取引文書の電子化に関するイニシアティブに関し、日本の税関当局は、CUPES(税関手続申請システム)の運用を開始し、またNACCS(通関情報処理システム)及び港湾EDIを含む、貿易関連電子システムを相互に接続し、日本におけるシングル・ウィンドウ・システムを導入した。日本の輸出入業者はTEDIのデータをCUPESに転送することができ、2004年3月までには、NACCSへのデータ転送が可能となる。シンガポールでは、シングル・ウィンドウ・システムであるTradeNETへのフロントエンド接続が開放され、2002年度以降、TradeNETへの接続に関心を持つ企業が、システムの仕様についてシンガポールの税関当局に照会することが可能となった。

相互承認

- ・ 閣僚達は、本年はじめに行われた合同委員会において、相互承認実施に係る詳細な手続きにつき調整を行い、電気製品については適合性評価の相互承認の実施のために必要とされる全ての作業を終了したことに留意した。シンガポール及び日本はそれぞれ適合性評価機関を指定し、協定の下での登録について提案を行った。両国の高級実務者は、経済界が適合性評価の相互承認の利益を最大限に生かすことができるよう、これを周知するためのセミナーの開催を計画している。さらに、両国の高級実務者は通信端末機器及び無線機器の適合性評価の相互承認の実施に向け引き続き作業を加速化させる。

自然人の移動

- ・ 閣僚達は、日本とシンガポールが、両国間の職業上の技能に関する相互承認の促進から得られる潜在的利益を確認したことにつき、留意した。合同委員会は、シンガポールがA P E Cの職業上の技能の資格に関するフレームワークのような多国間の枠組みに加入する可能性を含め、職業上の技能に関する相互承認に係る意見及び情報交換を継続することの重要性を認識した。

知的財産権（I P）

- ・ 閣僚達は、知的財産権の分野における協力の拡大を歓迎した。合同委員会は、データベースアクセス、著作権侵害対策、インターネット環境下における著作権の保護に関する意見交換及び情報交換を行い、知的財産権保護に関する協力を強化することを再確認した。この3月に両国は、シンガポールにおいて、知的財産権に関する展示会及び会議であるオプティマル2003を共催した。このイベントは、知的財産権産業及び知的財産権保有者が関係者間の個人的ネットワークを広げ、新しいアイデア、製品及びサービスの開発を促進するための機会を提供した。

競争政策

- ・ 閣僚達は、日・シンガポール新時代経済連携協定の下で、日本とシンガポールの競争当局間の通報システムの運用が開始されたことに留意した。両当局は、同協定に基づく協力を促進することを継続する。

金融サービス協力

- ・ 閣僚達は、金融サービスに関する協力が相当に深まってきていることに、満足を持って留意した。日本とシンガポールの金融サービス当局は、証券市場及び証券派生市場等に関する情報交換に係る覚書を締結した。更に、東京証券取引所及びシンガポール取引所は、商品に関する流動性や市場参加者の拡大を目指し、戦略的な提携関係の検討に着手している。2003年11月、日本とシンガポールはチェンマイ・イニシアティブの下、10億米ドルを限度とした二国間通貨スワップ取極を締結した。更に、アジア債券市場育成イニシアティブの下、日本とシンガポールは、地域の格付機関に関するワーキンググループ（債券市場の情報ネットワークの構築を含む）の共同議長を務めている。

情報通信技術（I C T）

- ・ 閣僚達は、両国の経済発展のために極めて重要な基礎として、I C T分野に

おける、より緊密な協力を促進する重要性を再確認した。両国の実務者達は、e - J A P A N戦略 及びコネクテッドシンガポール構想のようなICT政策の発展に関する情報を交換した。日本は、情報の流通を加速すべく、アジアITイニシアティブ及びアジア・ブロードバンド計画の下、アジア地域でのICT分野における協力を拡充している。両国は、日・シンガポール新時代経済連携協定の実施において得られた成果を基礎として、ICTに関する政策と規制に関する対話並びに公開鍵基盤の相互運用性、個人情報の保護、高度電気通信ネットワーク、ブロードバンド・マルチメディア・サービス及び技術者の能力に関する標準の開発を更に促進することを引き続き継続する。

科学技術

- ・ 閣僚達は、日本とシンガポールの科学分野のコミュニティにおける活発な友好協力関係を基礎に、日・シンガポール新時代経済連携協定の下での科学技術分野における協力を一層深めるとのコミットメントを再確認した。2001年以降、共同プロジェクトが広く実施されている。これらには、マイクロ研削技術に関するシンガポールのS I M T e c hと東北大学との協力、生物医学イメージングに関するシンガポールの科学技術研究庁情報通信研究機構（I 2 R）生物医学イメージング研究室と長崎大学医学部・歯学部附属病院との間の協力、ファイバー無線技術の分野における情報通信研究機構と横須賀無線通信研究センターとの間の協力が含まれる。閣僚達はまた、両国間の研究機関の間で科学技術分野の共同プロジェクトが30件以上行われていることを歓迎した。実務者は、日本とシンガポール間でより緊密な研究協力を促進するため、引き続き更なる協力と共同プロジェクトを促進、円滑化させる。

貿易及び投資の促進

- ・ 閣僚達は、両国の企業の間で貿易と投資並びに協力を促進するための確立したメカニズムに留意した。シンガポール国際企業庁（I Eシンガポール）は8月に、シンガポールの企業の日本市場への参入を支援するためのビジネス・サポート・オフィス（B S O）を東京に設立した。日本貿易振興機構（J E T R O）及びI Eシンガポールはまた、数多くの合同セミナー、ビジネスマッチング、ネットワーキング会合を開催した。これには、シンガポールでの日本投資セミナー、大阪ワークショップ、熊本セミナー、日本でのシンガポール経済セミナー、ITセミナー、知的財産権セミナー、電気・電子精密技術セミナー、及び中国等の第三国における経済界の連携のためのビジネス

マッチングなどが含まれている。両国はまた、連携の確立を目指す日本及びシンガポール企業のオンライン・データベースのためのデータ接続を確立した。両国は日・シンガポール新時代経済連携協定の下、引き続き貿易及び投資における協力を促進していく。

中小企業

- ・ 閣僚達は、日本及びシンガポールがビジネス機会を最大化するために、両国の中小企業を支援するメカニズムを確立したことに留意した。JETROがシンガポールにビジネス・サポート・センター（BSC）を設立したこともその中に含まれる。BSCは、シンガポールに直接投資を行おうとする日本の中小企業に対する支援を行ってきている。19社の中小企業がBSCの支援を卒業し、そのうち16社はシンガポールでの事業を確立した。日本とシンガポールは、日・シンガポール新時代経済連携協定の下、ビジネスマッチング、ビジネス研究プログラム及びネットワーキングといったSME協力を引き続き促進していく。

放送

- ・ 閣僚達は、放送分野における協力促進の重要性を再確認した。両国の実務者達は、放送政策、新たな放送サービス及びデジタル放送の導入に関する情報交換を行った。閣僚達は、アジアのメディアフェスティバルである「ブロードキャスト・アジア2004」が、2004年6月にシンガポールで行われることを歓迎し、またその機会に更に議論を行うことを確認した。

観光

- ・ 閣僚達は、両国の経済にとっての観光の重要性につき再確認した。この観点から、日本とシンガポールは、合同観光プロモーションと「ビジット・シンガポール・キャンペーン」の立ち上げの実現可能性につき研究をすることを決定した。日本とシンガポールはまた、両国への訪問者の増加に係る問題点とそのため提案につき作業を行うべく、政府及び政府観光機関の代表並びに民間部門から成る、双方の市場における市場内合同作業部会を設立することを決定した。

人材養成

- ・ 閣僚達は、日本とシンガポールの大学間の協力を加速することの重要性につき同意した。特に早稲田大学は、2004年末までにシンガポールにおいて技術経営（MOT）/経営学（MBA）プログラムのジョイント・ディグリ

ープログラムもしくはダブル・ディグリープログラムを開始することにつき
関心を表明している。

7．日・シンガポール新時代経済連携協定は、両国間のより強固な経済上の連携と
統合に向けた確固たる礎を築いた。それは、新しい事業の機会を創り、経済取引の
安定性及び予測可能性を高め、また両国の市場の魅力と活気を強化するであろう。

8．閣僚達は、日本及びシンガポールが日・シンガポール新時代経済連携協定の可
能性を最大限に達成するために創り出されたモメンタムを活用していくことに完
全にコミットすることを確認した。